

2021 年 11 月 23 日 第 1.1 版

核融合科学研究所

プラズマシミュレータ作業班

プラズマシミュレータシステム利用規程細則

(利用者コードについて)

第 1 条 プラズマシミュレータでは、1 ユーザにつき 1 つのログイン ID を発行し、1 つのログイン ID を 1 ユーザが利用するものとする。

2 1 つのログイン ID を複数のユーザで使用する（使い回す）こと、また、1 人のユーザによる複数のログイン ID の使用は不可とする。

3 ログイン ID が発行されていない者は、いかなるログイン ID での利用も不可とする。

4 ログイン ID を申請する者は、プラズマシミュレータ共同研究課題の研究代表者もしくは研究協力者に限るものとする。

5 利用申請書に記入する e-mail アドレスは、所属機関の正式なアドレス(.ac.jp や.go.jp 等)でなければならない。gmail や yahoo など、フリーメールアドレスでの申請は不可とする。

(パスワードの取り扱い)

第 2 条 プラズマシミュレータのユーザは、初期パスワードを受領後、速やかにパスワードを変更しなければならない。

2 パスワードは原則として記号、英小文字、英大文字、数字のうちから 2 種類以上を組み合わせ、12 文字以上の長さ又はこれと同等以上の複雑さを有するものとする。(パスワード長は、できるだけ長い方が良い。)

3 自己から推定できる文字列、辞書等に掲載される文字列の組み合わせ、文字と数字の置き換え等、探索・推定が容易なパスワードにしてはならない。また、他のシステムと同じパスワードを使用しないこと。

(非居住者の利用にかかる該非判定)

第 3 条 外国為替及び外国貿易法（外為法）上の非居住者に該当する(注 1)ものがプラズマシミュレータシステムの利用をしようとする場合、研究課題の代表者（以下、単に課題代表者）は、所属機関において、その規則に従って事前に該非判定を受けなければならない。

2 課題代表者の所属機関に該非判定の規程がない場合には、核融合科学研究所が定める様式に従って、所属機関長の承認を得ること。

3 核融合科学研究所は、該非判定に関わる情報の提供を求める場合があり、これを了解の

上で課題あるいは研究協力者の登録を申請すること。

4 情報提供の依頼に対して十分な回答をしない場合、および提供された情報が不正確であった等の場合には、ログイン ID を発行しない、または、取り消すことがある。

5 課題代表者は、ログイン ID 登録申請の際に研究協力者の本人確認を行い、核融合科学研究所の求めに応じてその確認資料を提出すること（注 2）。

注 1: 国外機関に所属する者や来日 6 ヶ月未満の外国人等。詳細は「安全保障貿易管理について」（令和 2 年 9 月 経済産業省安全保障貿易検査官室）（下記 URL）をご確認下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei_anpokanri.pdf

注 2: 研究機関が発行する、写真付き身分証明書（両面ある場合は両面とも）の画像。